

公 告 に つ い て の 説 明

1 案件に関する事項について

(1) 案件の詳細

「事前審査提出書類等の入手方法」に従って必要書類等を入手してください。

○豊田市ホームページ 「市政情報→市の組織→福祉部→障がい福祉課」

URL <https://www.city.toyota.aichi.jp>

(2) 案件に関する質問等

案件に関する質問は、「事前審査提出書類等に関する質問」に従って「障がい福祉課」へお問い合わせください。

2 入札（見積）参加資格に関する事項について

(1) 事前審査提出書類

事前審査提出書類は、**法人名**で提出してください（市内に複数事業所がある法人は、事業所単位で提出しないよう注意してください。）。

(ア) 一般競争入札参加資格審査申請書

指定様式を提出してください。複数案件入札を希望する場合は、（ウ）豊田市障がい者相談支援等業務委託別紙に、希望する入札案件を記入してください。

(イ) 誓約書

指定様式を提出してください。複数案件入札を希望する場合は、（ウ）豊田市障がい者相談支援等業務委託別紙に、希望する入札案件を記入してください。

(ウ) 豊田市障がい者相談支援等業務委託別紙

複数案件入札を希望する場合は、指定様式を記載の上、提出してください（入札参加する可能性が少しでもある案件は記載し、提出することを推奨します。）。

(エ) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（予定表）（令和6年4月分）

a 令和6年4月分の予定を提出してください。その際に、人員配置及び職種（相談支援専門員、兼務状況等）の記載を明確にし、提出してください。

b 市内に複数事業所がある法人は、委託業務に従事する従業者が属する指定特定相談支援事業所又は指定障がい児相談支援事業所の勤務の体制及び勤務形態一覧表（予定表）（令和6年4月分）を提出してください。

(オ) 指定特定相談支援事業者及び指定障がい児相談支援事業者の指定について（通知）又は指定障がい福祉サービス事業者の指定の更新について（通知）若しくは指定障がい児相談支援事業者の指定の更新について（通知）の写し

上記写しは、スキャン等し、PDFファイル等で提出してください。委託業務に従事する従業者が属する指定特定相談支援事業所又は指定障がい児相談支援事業所の上記写しを提出してください。

(カ) 都道府県の実施する相談支援従事者研修（初任者研修又は現任研修）の受講の証明書の写し

上記写しは、スキャン等し、PDFファイル等で提出してください。委託業務に従事する従業者の上記写しを提出してください。

(キ) 実務経験証明書（※特記あり）

特記規定がありますので参照してください。特記規定を適用する場合、契約後に実務経験が、相談支援専門員として要件を満たさないことが発覚した場合は、契約解除等となる場合がありますので、御注意ください。

(2) 事前審査提出書類提出方法

豊田市障がい福祉課へ電子メール（shougai_hu@city.toyota.aichi.jp）で送付する際の件名を以下のようにし、送付してください。

【事前審査申請】豊田市障がい者相談支援等業務委託（〇〇（法人名を記入してください））

(2) 参加資格

[共通要件]

「共通」に示す要件の詳細は、次のとおりとします。

- a 資格確認申請期間（事前審査提出書類期限）に豊田市に参加資格審査を申請（事前審査提出書類を提出）し、入札参加資格を有する必要があります。
- b 本案件への入札参加申請日（一般競争入札の場合は一般競争入札参加資格確認申請書の提出日、入札後資格確認型一般競争入札の場合は入札書の提出日をいう。以下同じ。）から落札決定までの間、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者は参加できません。
- c 本案件への入札参加申請日から落札決定までの間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者や、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者は参加できません。
- d 本案件への入札参加申請日から落札決定までの間、豊田市入札参加停止等要綱第2条、第3条及び第7条に規定する入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けている者は参加できません。
- e 本案件への入札参加申請日から落札決定までの間、豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者は参加できません。
- f 本案件への入札参加申請日から落札決定までの間、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者は参加できません。
- g 本案件への入札参加申請日から落札決定までの間、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者は参加できません。

3 入札に関する事項

(1) 入札の執行

ア 入札保証金は、豊田市契約規則第11条の規定により免除する。

イ 入札書は指定様式を使用し、封筒に入れ、封筒継目に3個以上の封印をして提出すること。

ウ 会場での集合入札となるため入札開始時間までに入場すること。入札開始後は会場へ入場（入札へ参加）することができないものとする。ただし、特段の事業により、入札開始時間に変更がある場合はこの限りではない。

(2) 入札の方法

入札回数は1回とする。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が無いときは、直ちに再度入札（1回）を行う。なお、再度入札をしても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

(3) 落札方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(4) 予定価格（税抜き）

予定価格は事後公表とする。

(5) 無効な入札

以下の入札は無効とする。

(ア) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(イ) 所定の日時（入札開始宣言）までに、所定の場所に到達しない入札

(ウ) 入札に際して談合等による不正があった入札

(エ) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

(オ) 記名及び押印のない入札

(カ) 入札書の記載事項が確認できない入札

(キ) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

(ク) 委任状を持参しない代理人のした入札（従業員が入札に参加する場合の委任状は不要）

(ケ) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(コ) 金額に¥字又は金字が冠されていない入札

(サ) 入札年月日の誤り又はもれた入札

(シ) 訂正抹消した箇所に押印のない入札

(ス) 所定の入札書によらない入札

(セ) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

(6) その他

参加者は、本公告及び仕様書の記載内容を承諾した上で参加すること。

4 契約に関する事項

(1) 契約書の作成

要。豊田市契約規則で規定する契約約款については、市ホームページで閲覧可能である。

(2) 契約保証金

免除。豊田市契約規則第37条の規定により免除する。

(3) 付帯契約条件

ア 個人情報保護

該当。個人情報の保護のために講ずべき措置を義務付ける。

イ 情報セキュリティ

該当。情報セキュリティ確保のために遵守すべき措置を義務付ける。

(4) 下請負及び再委託

業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

5 その他必要な事項

(1) 本事業に関する情報は、必要に応じ市ホームページ等により適宜、情報提供するものとする。

(2) 参加者は、公正に手続を執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はそのおそれがある場合には、参加させないことがある。また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。